

細 則

2024年6月16日

第1章 名 称

(英文及び略称)

第1条 この法人は、定款第1条により、特定非営利活動法人 東京ヨットクラブ と称するが、
英文では、TOKYO YACHT CLUB とし、略称として TYC と表示する。

第2章 会 員

(種別)

第2条 この法人は 定款第6条により、正会員、賛助会員、特別会員の3種の会員で構成されるが、
その内訳は、①代表会員 ②特別代表会員 ③普通会員 ④特別会員の4種とする。
このうち代表会員、特別代表会員をもって定款に定める正会員とし、普通会員をもって定款に定める
賛助会員とする。

(正会員)

第3条 この法人の正会員となる会員2種を次のように定める。

- ①代表会員 夢の島マリーナに籍を置く艇のオーナー1名、又は共同オーナー艇においてはその
代表者1名
- ②特別代表会員 夢の島マリーナ以外に籍を置く艇のオーナー1名、又は共同オーナー艇において
はその代表者1名。
又は艇を所有せず、この法人の目的に賛同して入会を希望する個人。

(賛助会員)

第4条 この法人の賛助会員となる普通会員を次のように定める。

- 代表会員又は特別代表会員の艇のクルー、共同オーナー艇においては代表者以外の共同オーナー
2. この法人の事業を賛助するため入会を希望する個人

(特別会員)

第5条 定款第6条第3号に掲げる者のほか、細則第17条に定める特別職に関わる個人とする

(普通会員の入会)

第6条 普通会員の入会あたっては、籍を置く艇の代表会員または特別代表会員の推薦を必要とし、別途定
める誓約書を提出しなければならない。

2. その会員の言動等については、推薦者が責任を負うものとする。

(入会金及び会費)

第7条 定款第8条に定める入会金及び会費の金額は、次に掲げる額とする。

この金額は定款第23条第7号により、総会にて議決される

- ①代表会員 入会金 ¥10,000- 年会費 ¥10,000-
- ②特別代表会員 入会金 ¥10,000- 年会費 ¥10,000-
- ③普通会員 入会金 ¥3,000- 年会費 ¥3,000-
- ④特別会員 入会金及び会費は無料とする

・代表会員、特別代表会員は、入会時に上記以外にクラブ旗購入費¥4,000-が別途必要となる。

- 2. 入会金及び会費は、定められた期間に納入しなければならない。
- 3. 会費は、年度途中の入会者においても、その事業年度の残日数にかかわらず、それぞれ定められた1年分の会費の金額とする。

(会費の未納)

第8条 役員在任の期間中において、会費を未納のものは、定款第9条第3項の規定に関わらず、役員の資格を喪失する。

- 2. 役員選挙に立候補するものは、その年度の会費を立候補届け出の日の前日までに納めていなければならない。
- 3. 過去において、会員であった期間の会費が未納なものは、役員となる資格を喪失するものとする。

第3章 役員及び職員

(理事の定数)

第9条 選任される役員の定数は、総会前に行われる理事会において定款第13条の規定内で決定する。

(理事の選任)

第10条 理事及び監事選出の選挙手続き等については、理事会において別途定める。

(職員及び事務局長の選任)

第11条 この法人の定款第20条に定める事務局長及びその他の職員は、次により選任される。

- ①事務局長は、理事の中から、理事の互選により選任される
- ②職員は理事又は会員の中から、理事長が選任し任命する。

第4章 総会

(構成)

第12条 この法人の総会は定款第22条により、正会員をもって構成するが、それ以外のすべての会員は、出席する権利を有するものとする。

第5章 部会及び専門委員会

(設置)

第13条 この法人の理事会に、業務の執行を組織的、効率的に行うため、2個の部会及び8個の専門委員会を置く。

2. 部会長及び各委員長は、理事がその任にあたる。選任は理事の互選による。

(部会)

第14条 次の2個の部会を置き、それぞれボート特有の特色を生かした活動を行う。

①パワーボート部会

②セイルボート部会

(専門委員会)

第15条 次の8個の専門委員会を置き、それぞれ表記した活動を行う。

①広報委員会

1. ホームページの運営・管理
2. その他、広報に関する事。

②安全通信委員会

1. 海上航走に必要な運用術、航海術、法規の研究、航海の安全と事故防止の計画、並びに指導に関する事
2. 通信機器に関しての知識及び運用術等の研究、指導等に関する事
3. その他、安全、通信に関する事

③レース委員会

1. レースの企画及び実施、マネジメントに関する事
2. レースオフィサー、審判に関する事
3. レースルールの起案、改廃に関する事
4. その他、レースに関する事

④行事委員会

1. 行事、催事の企画・立案及び実施に関する事
2. その他、行事に関する事

⑤クルージング委員会

1. クルージングに関する情報を収集し、企画、立案を行う事。

⑥フィッシング委員会

1. 釣りに必要な知識の啓蒙や研究、指導に関する事。
2. 釣り競技に関する事。

⑦ハウス委員会

1. 会員相互の交流の促進を支援する事。
2. 他クラブとの交流を支援する事。
3. その他、クラブハウスに関する事。

⑧SAF担当委員会

1. セーリング連盟(JSAF)との連携などの実務を担当する事。
 2. JSAFとの活動について会員に向け啓蒙を行う事。
 3. その他、JSAFに関する事。
2. 各専門委員会は、委員長1人、副委員長若干名、および委員にて組織される。
 3. 委員長は、その専門委員会を代表し所轄業務を統括する。
 4. 副委員長及び委員は、各委員会にて理事又は会員の中から選任され、理事長が任命する。
 5. 副委員長は、理事会に出席し意見を述べる事ができる。
 6. 副委員長の出席は、その委員長が必要に応じて判断し、事前に議長の承認を得るものとする。
またその入退場及び発言については、議長の指示に従うものとする。
 7. 出席した副委員長は、理事と同じ守秘義務を負う。

第6章 各艇の責任

(責任の所在)

第16条 艇及び乗組員についての全ての責任は、その艇及びオーナーに在り、事故又はそれに関する損害については、東京ヨットクラブは、いかなる責任も負わない。

第7章 補則

(特別職その他)

第17条 この法人の定款第6条第3号に定める特別会員の中に、特別職として

- ①名誉会長 ②相談役 ③顧問 ④参与 をそれぞれ若干名置く。
2. 選任及び退任は、理事の推薦に基づき、本人の同意を得て、理事会にて決議される。
3. 名誉会長は、この法人の歴代の会長又は理事長経験者とし、現理事長の相談に応じる。
4. 相談役、顧問、参与は、本会の活動に際して特に功績があった個人。

5. 特別職たる特別会員は、必要に応じて理事会に出席し意見を述べる事が出来る。
- 6 この法人の定款に、会長及び副会長の職名はないが、会則変更前まで職名として使用しており、慣用的に理事長を会長、副理事長を副会長と読み替える又は呼称する場合がある。

(定款及び細則に記す書面の扱い)

第 18 条 この法人の定款及び細則の各条項に記す「書面」の取り扱いについては、理事会の議決により、電磁的方法を含むことが出来るものとする。ただしその運用にあたっては、理事会が別途定める。

附 則

1. この定款は、変更が承認された総会の日から施行されるが、役員の職務については、定款第 16 条第 3 項をもって、次期開催される総会及び理事会までの間、その権利義務を有するものとする。

以上

改訂の履歴

- ①制定 2024 年 3 月 3 日 臨時総会

本細則を総会に上程

- ②改定 2024 年 5 月 26 日 2024 年度第 1 回理事会

第 18 条を追加

- ③改定 2024 年 6 月 16 日 2024 年度第 2 回理事会

第 15 条第 5 項に関連し、同条第 6 項及び第 7 項を追加

以上